

## 《資料 1》

### ◆いじめに関する通知◆

#### 【通知 1】 いじめの問題への取組の徹底について

平成 18 年 10 月 19 日 18 文科初第 711 号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

#### 記

##### 1 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を

通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

(4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要であること。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

## 2 いじめを許さない学校づくりについて

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

(2) いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

## 3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

## 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

## 〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

## 〈チェックポイント〉

## I 学校

## (指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

## (教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。

- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

## II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

#### (教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布しているか。

#### (組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

#### (家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

## 【通知3】問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

平成19年2月5日 18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知  
各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の段損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

### 記

#### 1 生徒指導の充実について

(1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。

また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。

- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

## 2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成 13 年 11 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

## 3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがな

いように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。

- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

(別紙)

## 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

### 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたのではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむ

を得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

## 2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

## 【通知8】「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

平成22年9月14日 22初児生第25号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長、各都道府県私立学校主管部課長、附属学校を置く国立大学法人の長、株式会社立学校を認定した市町村担当部課長あて

標記の調査については、毎年度御協力を頂いているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、高等学校の不登校、中途退学、自殺及び教育相談の各状況について、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

平成21年度の調査結果では、暴力行為の発生件数が約6万1千件と、前年度（約6万件）より約1千件増加したことや、いじめの認知件数が約7万3千件と前年度（約8万5千件）より約1万2千件減少しているが依然として相当数に上ることなど、生徒指導上憂慮すべき状況が見られます。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を含む）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、生徒指導の一層の充実を図るよう対応をお願いいたします。

### 記

#### 1 暴力行為への対応について

##### (1) 暴力行為への取組の徹底について

今回の調査結果からは、暴力行為の発生件数が増加したことに加え、1校当たりの暴力行為の発生件数が増加傾向にあることや、被害者が病院で治療を受けた場合の件数が約1万2千件と相当数に上ること、暴力行為の発生件数の増加率が小学校において9.7%と校種間で最も高くなるなどの憂慮すべき状況も見られる。教育委員会及び学校にあっては、「問題を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会などの理解を得て地域ぐるみで取り組めるような体制を推進すること。

また、暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの確な対応をとる必要があること。

##### (2) 暴力行為の実態把握の取組について

本調査については、統計法に基づき内閣府に設置された統計委員会の答申において、「客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について検討」するよう求められており、このことも踏まえて文部科学省では、本調査の実施に当たって都道府県間で「計上の仕方」による開きが生じないように、「調査の手引」を作成・配付した上で、教育委員会等に対してより適切な実態把握を行うよう求めているところである。

しかしながら、暴力行為の発生件数に対する被害者が病院で治療を受けた件数の割合を見

ると、最も高い都道府県の47.1%と最も低い都道府県の17.5%との間で2.7倍の開きがみられ、暴力行為の「計上の仕方」に未だばらつきが生じていると考えられる。

このことから、教育委員会等にとっては、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めて「調査の手引」等を活用した説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めること。

## 2 いじめの問題への対応について

### (1) いじめの問題への取組の徹底について

いじめの問題への取組の基本として、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義と、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることの二点を再度徹底する必要があること。

また、いじめの問題への対応は、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、学校においていじめを把握した場合には、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し適切な連携を図ること。

さらに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること。

### (2) いじめの実態把握の取組について

今回の調査結果からは、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることや、アンケート調査の実施について、平成18年度との比較で5.6ポイント減少しているなどの状況が見られる。こうした中でいじめの認知件数が減少し、また、いじめを認知していない学校数が増加していることを思慮すると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。

また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。

## ◆携帯電話に関する通知◆

### 【通知6】学校における携帯電話の取扱い等について

平成21年1月30日 20文科初第1156号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、各指定都市長、附属学校を置く各国立大学法人学長あて

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」（20初児生第29号）の結果（別添参照〔注：本冊子では省略〕）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

#### 記

##### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

##### (1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

##### (2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内に

における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。

- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

### (3) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)及び(2)に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

## 2 学校における情報モラル教育の取組について

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

平成21年4月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について(通知)」(平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

## 3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知)を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

その際、各学校等において、「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)」(平成20年11月、文部科学省)なども活用すること。

## 4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

## ◆自殺に関する通知◆

### 【通知 11】 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について

平成 23 年 6 月 1 日 23 文科初第 329 号 文部科学省初等中等教育局長通知

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長あて

児童生徒の自殺防止については、これまでも「児童生徒の自殺防止に向けた取組の充実について」（平成 19 年 6 月 26 日付け初児生第 1 3 号初等中等教育局児童生徒課長通知）において、平成 19 年 3 月に「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」にて取りまとめられた「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第 1 次報告）」を踏まえ、その取組の充実をお願いしたところです。また、第 1 次報告を踏まえ、平成 21 年 3 月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を、平成 22 年 3 月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（別添 1〔注：本冊子では省略〕）を作成し、各教育委員会及び学校に配付してきました。

平成 22 年度は、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方の検討や、米国における子どもに対する自殺予防教育の現況について調査を行う「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」（別紙 1）を開催し、去る 3 月に「平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」（別添 2〔注：本冊子では抜粋による別紙 2〕）が取りまとめられましたので、送付します。

貴職におかれては、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、死亡した児童生徒が置かれていた状況について行われる背景調査の在り方に関して、本報告書の内容及び下記を踏まえ、域内の学校又は教育委員会等において適切に背景調査がなされるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、国立大学法人学長にあつては設置する附属学校に対して周知を図るようお願いします。

#### 記

##### 1 基本的な考え方

- (1) 背景調査は、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案（以下「自殺等事案」という。）が起きたときに、学校又は教育委員会が主体的に行う必要があること。その際、当該死亡した児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）が自殺に至るまでに起きた事実について調査するのみならず、できる限り、それらの事実の影響についての分析評価を行い、自殺防止のための課題について検討することが重要であること。
- (2) 自殺の要因は一つではなく、その多くは複数の要因からなる複雑な現象であることから、学校及び教育委員会は、背景調査において、当該児童生徒が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景が主たる調査の対象となるほか、病気などの個人的な背景や家庭に関わる背景についても対象となり得ることを認識する必要があること。

- (3) 学校、教育委員会又は学校若しくは教育委員会が設置する2(4)の調査委員会(以下「調査の実施主体」という。)は、背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があること。また、在校生及びその保護者に対しても、調査の実施主体ができる限りの配慮と説明を行うことが重要であること。
- (4) 学校及び教育委員会は、調査委員会を設置して背景調査が行われる場合、調査委員会に積極的に協力することが重要であること。
- (5) 学校及び教育委員会は、児童生徒の自殺の防止に努めるのみならず、万が一自殺等事案が起きたときに備えて、平素から、事後の緊急の対応や背景調査を適切に行うことができるよう取り組む必要があること。

## 2 背景調査を行う際の留意事項

- (1) 万が一自殺等事案が起きたときは、学校又は教育委員会は、速やかに遺族と連絡を取り、できる限り遺族の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明をすることが重要であること。また、当該児童生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、当該児童生徒と関わりの深い在校生からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う必要があること。なお、在校生からの聴き取り調査については、遺族の要望や心情、当該在校生の心情、聴き取り調査について他の在校生等に知られないようにする必要性等に配慮し、場所、方法等を工夫し、必要に応じ後日の実施とすることも検討することが重要であること。
- (2) 学校又は教育委員会は、2(1)の全ての教員や関わりの深い在校生からの迅速な聴き取り調査(以下「初期調査」という。)の実施後、できるだけ速やかに、その経過について、遺族に対して説明する必要があること。なお、その際、予断のない説明に努める必要があること。
- (3) 学校又は教育委員会は、遺族に初期調査の経過を説明した後、次の場合は、より詳しい調査の実施について遺族と協議を行う必要があること。
- ア 当該児童生徒が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景がある可能性がある場合
  - イ 遺族から更なる調査の要望がある場合
  - ウ その他、更なる調査が必要と考えられる場合
- アの場合、学校又は教育委員会は、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査(以下「詳しい調査」という。)の実施を遺族に対して主体的に提案することが重要であること。
- (4) 詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等においては、具体的に調査を計画・実施する主体として、中立的な立場の医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会を早期に設

置ることが重要であること。なお、学校又は教育委員会が主体となる調査を行う場合においても、適切に専門家の助言や指摘を受けることが望ましいこと。

- (5) 詳しい調査を行うに当たり、調査の実施主体は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査委員会設置の場合はその構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する情報提供の在り方や調査結果の公表に関する方針など、調査の計画について説明し、できる限り、遺族と合意しておくことが重要であること。また、在校生及びその保護者に対しても、調査の計画について説明し、できる限り、その了解と協力を得つつ調査を行うことが重要であること。なお、詳しい調査の過程において、必要に応じて随時、遺族に対して、調査の状況について説明することが重要であること。
- (6) 背景調査においては、自殺等事案が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、また、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める必要があること。したがって、調査で入手した個々の資料や情報は慎重に取り扱い、調査の実施主体からの外部への安易な提供や公表は避けるべきであるとともに、外部に提供又は公表する方針がある場合は、調査の実施に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明し、できる限り了解を得ることが重要であること。
- (7) 上記のほか、背景調査における資料や情報の収集、調査結果の外部に対する説明や公表等に当たり、調査の実施主体は、当該児童生徒、遺族、在校生及びその保護者など関係者のプライバシーや心情にできる限り配慮するよう努める必要があること。ただし、資料や情報の収集、調査結果の適切な説明等に支障が生じないように努める必要があること。

### 3 学校及び教育委員会における平素の取組に関する留意事項

- (1) 学校及び市区町村教育委員会は、万が一自殺等事案が起きたときに備え、本報告書や別添1を参考としつつ、これらの資料を活用して研修を行うなど、平素から、背景調査を適切に行うことができるよう取り組む必要があること。
- (2) 都道府県教育委員会は、自殺予防に関する普及・啓発など自殺予防対策を推進するとともに、背景調査に関し、担当者を設けるなど体制整備及び専門性の向上に関する取組、調査委員会の委員の候補となる人材に関するリストの作成、本報告書の内容を踏まえた各都道府県ごとの背景調査の具体的な手順の検討、域内の学校関係者又は教育委員会関係者に対する研修の実施など、児童生徒の自殺等事案が起きたときに域内の学校又は教育委員会を適切に支援することができるよう不断の取組を着実に推進する必要があること。

## 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議について

平成22年4月27日  
初等中等教育局長決定

### 1 趣旨

文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであるが、平成21年7月からは、本協力者会議において、①自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケア、②子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を実施し、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成するとともに、背景調査手法の論点整理を内容とする、「審議のまとめ」を公表したところである。

平成22年度は、「審議のまとめ」で今後の検討課題とされた事項について、引き続き調査研究を行うとともに、米国における子どもに対する自殺予防教育の現況について調査を行う。

### 2 検討事項

- (1) 児童生徒の自殺の背景調査の指針について
- (2) 米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について
- (3) その他

### 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

### 4 実施期間

平成22年4月27日から平成23年3月31日までとする。

### 5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

「平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」  
(抜粋)

1. はじめに

1998 年以來わが国では年間自殺者数が 3 万人を超え、深刻な社会問題となっています。さて、子どもの自殺に対する社会の関心はどうでしょうか。いじめに関連したと疑われる自殺が生じると、マスメディアが大々的に取り上げるものの、社会の関心も短期間のうちに薄らいでしまいがちです。しかし、青少年期の健全な心身の発達は一生にわたる心の健康の基礎となる重要な課題です。未成年の自殺が全体に占める割合が比較的小さい(2%以下)からとって、けっして軽視してよい問題ではありません。

2006 年 6 月には自殺対策基本法が成立し、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題であると宣言されました。それに応えて、2006 年 8 月には児童生徒の自殺予防にむけた取組に関する検討会が招集され、翌 2007 年 3 月には第一次報告書が発表されました。その報告書は今後の自殺予防に関する方向性を示しています。わが国の現状を見ると、まず、学校の現場で子どもたちと対面している教師に予防に対する正しい知識を持ってもらおうという点と、自殺予防に全力を尽くすのは当然ですが、不幸にして自殺が起きてしまった時に適切なケアが必要である点を強調しました。

第一次報告に沿って、2009 年 3 月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の冊子とリーフレットを、2009 年 7 月には「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」をまとめ、このような冊子を利用して各地で教員を対象とした研修会も進めてきました。

さて、平成 22 年度には次の点を取り上げました。効果的な自殺予防には正確な実態を把握することが必要です。そこで、自殺の実態を把握するための「統一フォーマット」について検討してきました。また、不幸にして自殺が起きてしまったときに、現実には何が起きていたのかを調べるために「自殺の背景調査の指針」について検討してきました。不幸にして起きてしまった自殺に正面から向き合い、悲劇を繰り返さないために何を学ぶべきかを考えながら指針をまとめてあります。なお、この指針はあくまでも叩き台であって、これを元に現場の状況に即した方法を話しあってください。

また、子どもが自殺にまで追いつめられたときに相談する相手というのは、圧倒的に同世代の仲間ですが、相談された子どももどう対応したらよいかかわからずに問題がますます深刻になりかねません。そこで欧米では、生徒を直接対象とした自殺予防教育が実施されています。子どもに対して自殺の話題を取り上げても危険を増すことはなく、自殺予防の第一歩であると欧米では理解されています。そこで、わが国でも将来的に生徒を直接対象とする自殺予防教育を実施できるかどうか検討するために米国マサチューセッツ州とメイン州の実態を視察してきたので、報告します。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

## 【通知 12】児童生徒の自殺等に関する実態調査について

平成 23 年 6 月 1 日 23 初児生第 8 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知  
各都道府県教育委員会指導事務主管課長、各指定都市教育委員会指導事務主管課長、各都道府県私立学校  
主管課長、附属学校を置く各国立大学法人の担当課長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長あて

文部科学省においては、児童生徒の自殺防止について一層の充実を図るため、平成 21 年 7 月  
から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催しており、去る 3 月に取りまと  
められた「平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」において、  
児童生徒の自殺についての全体的な傾向を把握し、児童生徒の自殺防止に関する施策を充実させ  
るため、児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関し、できる限り正確なデータ  
を収集し、分析する必要性が指摘され、これに資する調査に関する検討結果が取りまとめられた  
ところです。

本報告書を踏まえ、別紙 1 の実施要項に基づき、継続的な調査を実施いたします。

ついては、標記の調査の趣旨等を踏まえ、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき御理解・  
御協力願います。

### 記

- (1) 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」(平成 23 年 6 月 1 日付け文  
科初第 329 号初等中等教育局長通知)に基づく背景調査(同通知の記の 2 (2) の初期調査を含  
む。)の結果等を踏まえ、調査票の各項目についてできる限り記入すること。
- (2) 本調査は、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握しようとするものであり、個別の  
事案に関する把握や対応を目的とするものではないこと。
- (3) 文部科学省においては、提出された調査票について、自殺者等、遺族、在校生等に関する  
秘匿性の高い情報を含むことを踏まえ、個別の事案が特定されないよう取り扱うこととして  
いること。

## 児童生徒の自殺等に関する実態調査 実施要項

### 1 調査の目的

本調査は、児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するできる限り正確なデータをより多く収集し、分析することを通じて、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握することにより、自殺予防対策を充実させることを目的とするもの。

### 2 調査対象

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（特区制度により株式会社等が設置する小学校、中学校、高等学校を含む）及び特別支援学校における児童生徒のうち、学校が把握することができた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したものと及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの。

ただし、平成23年6月1日以降に死亡又は発見された児童生徒を対象とする。

### 3 調査票の記入

調査票の記入は、別紙2の記入要領を参照しつつ、学校の管理職が行うこと。ただし、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」（平成23年6月1日付文科初第329号初等中等教育局長通知）に基づく背景調査のうち、詳しい調査を教育委員会又は教育委員会が設置する調査委員会が実施した場合は、教育委員会において記入することとしても差し支えない。

### 4 調査票の配布及び提出

調査票の配布及び提出の方法の詳細については、別紙3を参照すること。

（提出先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

### 5 提出時期

自殺者等の発見の時点から、原則、おおむね1ヶ月後までに記入された調査票を、速やかに、貴職において提出を受け、当課あて郵送にて提出すること。ただし、3の初等中等教育局長通知に基づき、詳しい調査が行われる場合は、その結果が判明した後に記入された調査票を速やかに提出すること。

### 6 集計及び結果の公表

提出された調査票は、文部科学省において原則毎年度、記(3)のとおり個別の事案が特定されないように留意しつつ、集計、公表するものとする。

### 7 調査票の取扱いについての配慮事項

調査票の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、提出を受けた調査票が一般に公開されることになると、秘匿性の高い個人情報を含む調査票の性質上、学校及び教育委員会等の実施への協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあると考えられるため、行

政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

また、提出を受けた調査票について、行政文書の開示請求があった場合、文書が存在する旨を回答すると、その提出時期等から個別の事案に関する調査票の提出の事実が判明する可能性があり、その結果、学校及び教育委員会等が調査票の提出を躊躇し、全国的な状況を正確に把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第8条の規定を根拠として、文書の存否を応えずに開示を拒否することとする。

イ 学校及び教育委員会等は、記入された調査票について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を来すことのないよう、本調査の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応する必要がある。

**児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票  
記入要領**

**1. 死亡した児童生徒**

学校種・学年・年齢について、発生又は最後に学校が当該児童生徒の存在を確認した時点で記載。

※学校種は、小学校には特別支援学校小学部，中学校には中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部，高等学校には中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

**2. 死亡又は発見の時期**

死亡又は発見の別について、該当するものを選択（チェック）し、死亡した時点（不明な場合は発見された時点）での年月・曜日・時刻を記載。

**3. 死亡又は発見時の状況**

**（場所別の状況）**

死亡した場所（不明な場合は発見された場所）について該当するものを選択（チェック）。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

自宅：当該児童生徒の生活根拠地，同一敷地内の別棟，ガレージ，倉庫等を含む。

学校：当該児童生徒が通学している又は以前に通学していた学校とする。

高層ビル：高層ビルから路上に飛び降りて死亡した場合，自宅マンションから飛び降りて自殺した場合などを含む。

駅構内：駅舎，トイレ，ホームなど。ホーム下の線路は「鉄道線路」とする。

鉄道線路：ホームから線路に飛び込んだ場合を含む。踏切内も含む。

乗物：列車，電車，船舶，航空機等のほか，自動車も含む。自動車内の場合は，駐車場所ではなく「乗物」とする。

路上：公道・私道，路地など。山道などは含まず「山」とする。

公園：国立・国定公園などの海，山，川などは含まず。

海（湖）・河川：船や橋から飛び込んだ場合を含む。河川には河川敷を含む。森林や雑木林の場合，その場所が「海（湖）・河川」の一部を構成する場合を含む。

山：森林や雑木林の場合，その場所が山の一部を構成する場合を含む。

その他：いずれも該当するものがない場合には，その他を選択（チェック）し，（ ）内にその内容を記載。なお，内容の記載に当たっては，地名・史跡名勝名など個別事案が特定されることのないよう留意する。

### **(手段別の状況)**

手段について、該当するもの（可能性があると思われるものを含む。）を選択（チェック）。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

縊首：自絞死を含む。

服毒：睡眠薬多用による場合を含む。

ガス：硫化水素ガス，都市ガス，プロパンガス等による場合。自動車内に排気ガスを引き込んだ場合も含む。

飛び降り：高所からの飛び降りによる場合。

飛び込み：走行中の電車，自動車等への飛び込みの場合。

その他：いずれも該当するものがない場合には，その他を選択（チェック）し，（ ）内にその内容を記載。

### **(遺書又はそれに類するもの（メモ，メール，手紙等）の存在)**

遺書又はメモ書き，メール，手紙等遺書に類するものなど，何らかのものが遺されている場合には，「あり」を選択（チェック）し，（ ）内に遺されていたものを記載。なお，内容の記載に当たっては，個人又は個別事案が特定されることのないよう留意する。

## **4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（各背景ごとで複数回答可）**

死亡した児童生徒の個人の状況や，置かれていた状況・環境について，死亡の理由に関係なく，該当するものを全て選択（チェック）。

その際、学校が把握している事実若しくは可能性のあると思われるもの，又は学校が事実として把握しているもの以外でも保護者や他の児童生徒からの情報として知り得たものがあつた場合について，該当するものを全て選択（チェック）する。

対象の期間については，死亡事案発生時又は発見時から，おおむね1年程度以前までの期間とする。

選択（チェック）の判断に当たっては，以下の内容又は具体例を適宜，参考とする。

### **(学校的背景)**

指導困難学級：一般的に授業態度や生活態度が思わしくない児童生徒が多く，日頃の生活指導等を十分に行うことができず，通常の教育活動を行うことが困難な状態にある学級 など

学業不振：成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた，授業についていけず悩んでいたなど

原級留置：進級又は卒業が認められなかったもの。ただし，留学していたために進級又は卒業が認められなかった場合は除く。

進路問題：卒業後の進路について悩んでいた，受験や就職試験に失敗した，面接等

で志望校への受験が困難である旨を告げられた など  
教職員からの指導：教職員から叱責をとまなうような指導を受けた，他の児童生徒のいる前で指導を受けた など  
懲戒等の措置：停学や退学などの法的効果を伴うもの，又は児童生徒を叱責したり起立や居残りを命じたり，宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなど，事実行為としての懲戒。  
転校等：当該児童生徒が転校した など  
友人の転校等：親しい友人が転校した など  
教職員との関係での悩み：学級担任や部活動顧問との関係がうまくいかずに悩んでいた など  
友人関係での悩み（いじめを除く）：友人と喧嘩をし，その後，関係がうまくいかずに悩んでいた，クラスになじむことができずに悩んでいた など  
いじめの問題：いじめられ辛い思いをしていた，児童生徒からいじめの相談をうけていた，保護者からいじめの相談をうけていた，他の児童生徒からいじめがあったとの証言があった など  
異性問題：異性問題について悩んでいた など  
不登校又は不登校傾向：「不登校」を理由に長期欠席（連続又は断続して30日以上欠席）であった，長期欠席には至らなかったが学校を休みがちの状況であった など  
暴力行為（加害・被害）：自校の児童生徒が，故意に有形力を加える行為（対教師暴力，生徒間暴力，対人暴力，器物損壊）があった場合は，選択（チェック）し，「加害」「被害」の別に○印を記載。  
暴力行為以外の素行不良：暴力行為以外の飲酒，喫煙，深夜徘徊（はいかい）などの不良行為，服装の乱れや怠学などがあった場合は，選択（チェック）し，（ ）内に具体的な内容を記載。  
その他：学校生活に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択し，（ ）内に具体的な内容を記載。  
不明：学校的背景をあまり把握していない場合 など

## （家庭的背景）

保護者の離婚：父母等が離婚した場合。  
保護者との不和：父母等との関係が険悪で修復しがたい状況，父母等から激しく叱責をうけていた，父母等との関係がうまくいかず悩んでいた など  
兄弟姉妹との不和：兄弟姉妹との関係が険悪で修復しがたい状況，兄弟から激しく叱責をうけていた，兄弟姉妹との関係がうまくいかず悩んでいた など  
その他の家族との不和：祖父母との関係がうまくいかず悩んでいた など  
保護者間の不和：父母同士の関係がうまくいっていない など  
兄弟姉妹間の不和：兄弟姉妹間で関係がうまくいっていない など  
保護者の死亡：母親の死亡，父親の死亡 など  
家族（保護者以外）の死亡：兄弟の死亡，祖父母の死亡 など

経済的困難：家庭が経済的に困窮している，生活保護を受給している，父親が失業している，父親に多額の負債がある など

虐待の疑い：父親から日常的に虐待を受けていた，虐待が疑われるような傷や痣などが確認された など

保護者の素行不良：保護者の乱酒，乱行 など

その他：家庭に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択（チェック）し，（ ）内に具体的な内容を記載。

不明：家庭的背景をあまり把握していない場合 など

## （個人的背景）

身体の病気：比較的短期間で治癒が見込まれる病気。風邪，麻疹，虫垂炎で入院など

慢性疾患：徐々に発病し，治癒にも長時間を要する疾患。心臓病，関節リウマチ，結核，糖尿病 など

身体のけが：病院等での治療・入院を伴うもの。すり傷なども含む。

精神科治療歴有：精神科医等の治療経験がある場合に選択（チェック）し，（ ）内に具体的な病名などを記載。

精神科受診が必要と感じられた：日頃の学校生活の中で注意を要する言動や行動があり，精神科医に受診することが必要ではないかと感じられた場合。

独特の性格傾向：周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向，俗にキレやすいタイプの衝動的な性格傾向，二者択一的な考えにとられるなど極端な完全癖 など

喪失体験：離別，死別，失恋など，自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失う など

孤立感：引きこもりがち，周囲の人々とのつながりが希薄，周囲に人々から見てあまり目立たない性格 など

安全や健康を守れない傾向：事故や怪我を繰り返すなど，自分の安全や健康を守れないような事態がしばしば生じている など

厭世：すぐに悲観したり，世をはかなんだりする，物事を悪い方にばかり考える など

これまでに自殺未遂：過去に自殺未遂をしたことがある場合。

自殺をほのめかしていた：「死にたい」と友人や周囲にもらしていた，「遠くへ行きたい」などという遠回しな言い方も含む など

自傷行為：手首を刃物で切る，額を壁に打ちつける，薬を多量に服用することがあった など

親しい者の死亡：親しい友人が死亡した，近所で親しくしていた青年が死亡した など

災害等に遭う：交通事故に遭う，自宅が火事になる，台風で自宅が浸水する，盗難に遭う など

その他：本人に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選

択（チェック）し、（ ）内に具体的な内容を記載。  
不明：個人的背景をあまり把握していない場合 など

## 5. 特記事項

「4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」で選択（チェック）した項目について、判断の前提となった事柄を簡潔に記載。

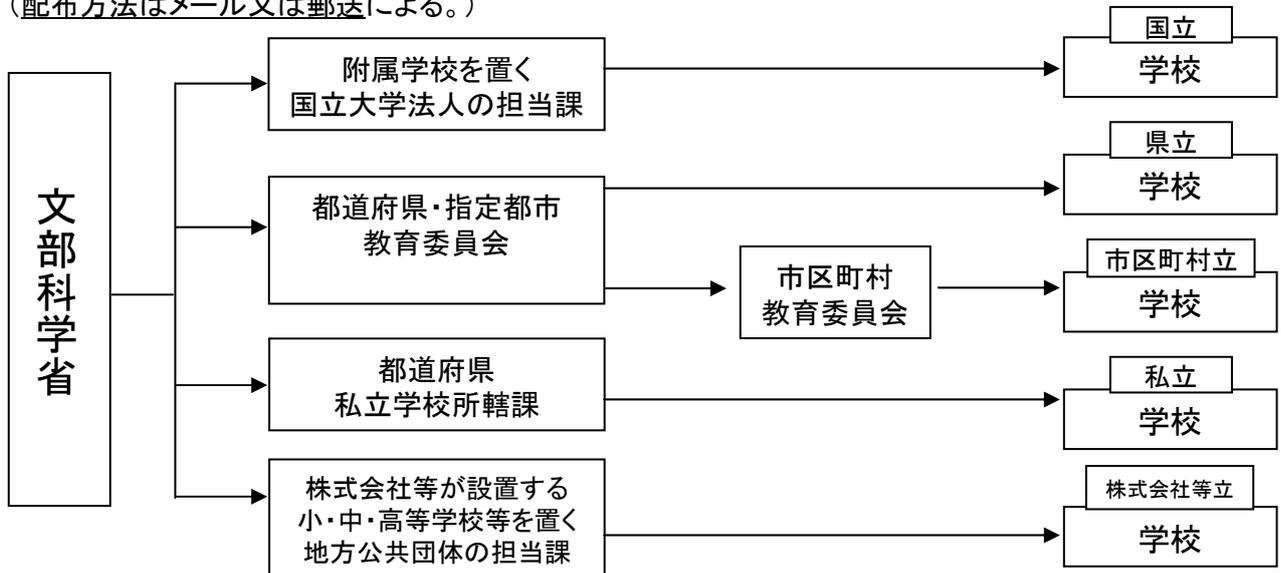
その他に、特記すべきことがあれば適宜記載。

なお、記載に当たっては、個人情報保護の観点から、都道府県・市区町村名、学校名、児童生徒の氏名など、個人及び個別事案が特定されることのないよう留意する。

# 児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票の配布・提出等の流れについて

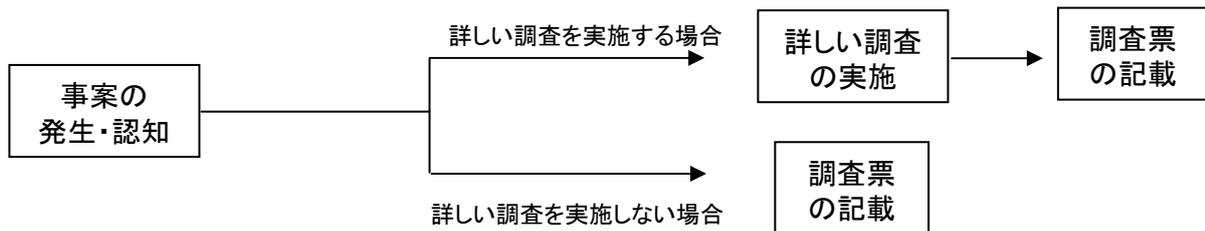
## 1. 調査票の配布

●文部科学省から送付された調査票は、貴職において、下記の系統のとおり、学校へ配布すること。  
(配布方法はメール又は郵送による。)



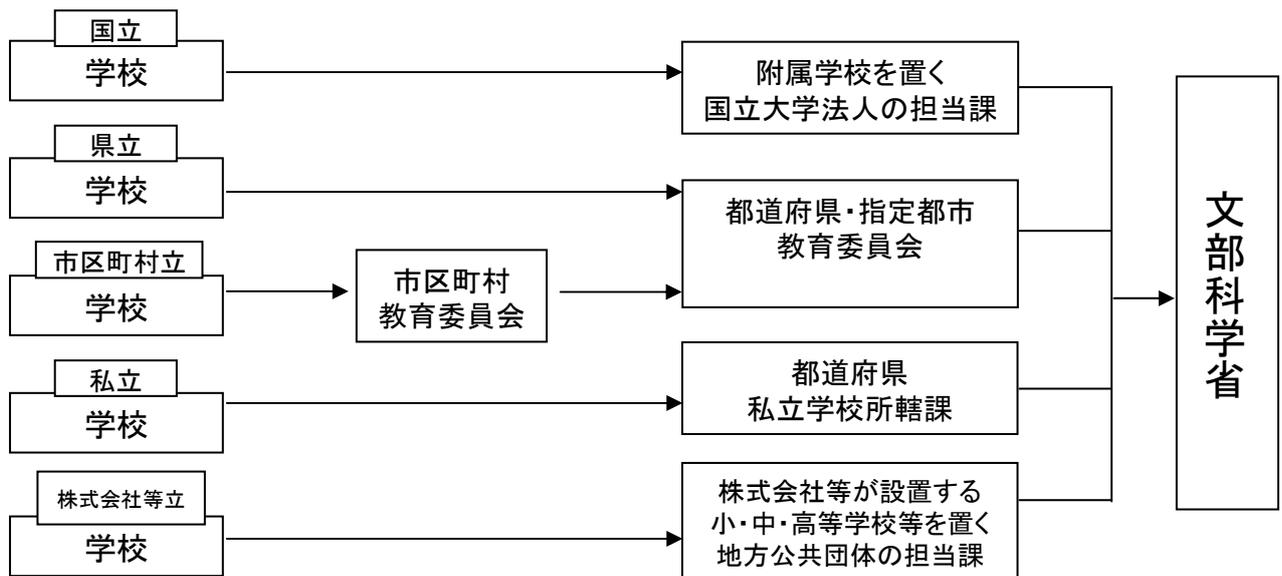
## 2. 調査票の記載

●自殺等事案が発生した際、詳しい調査を実施する場合は、その後に調査票を記載すること。



## 3. 調査票の提出

●学校により記入された調査票は、貴職において、下記の系統のとおり、文部科学省へ提出すること。  
(提出方法は郵送のみによることとする。メール及びFAXによる提出は控えること。)



※実施要項3のただし書により教育委員会が調査票を記入する場合は必ずしも上記の系統によらない。

児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票

1. 死亡した児童生徒

学校種  小学校  中学校  高等学校  
 学年 ( ) 学年 年齢 ( ) 歳 性別  男  女

2. 死亡又は発見の時期

死亡又は発見の別  死亡  発見  
 死亡又は発見年月等 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 曜日  
 死亡又は発見時刻  午前  午後 ( ) 時頃

3. 死亡又は発見時の状況

(場所別の状況)

自宅  学校  高層ビル  駅構内  鉄道線路  
 乗物  路上  公園  海(湖)・河川  山  
 その他 ( )  不明

(手段別の状況)

縊首  服毒  ガス  飛び降り  飛び込み  
 その他 ( )  不明

(遺書又はそれに類するもの(メモ, メール, 手紙等)の存在)

あり ( )  なし  不明

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況(各背景ごとで複数回答可)

(学校的背景)

指導困難学級  学業不振  原級留置  進路問題  
 教職員からの指導  懲戒等の措置  転校等  
 友人の転校等  教職員との関係での悩み  
 友人関係での悩み(いじめを除く)  いじめの問題  異性問題  
 不登校又は不登校傾向  
 暴力行為(加害・被害)※ ( ) 内で該当するものに○印を記載願います。  
 暴力行為以外の素行不良 ( )  
 その他 ( )  不明

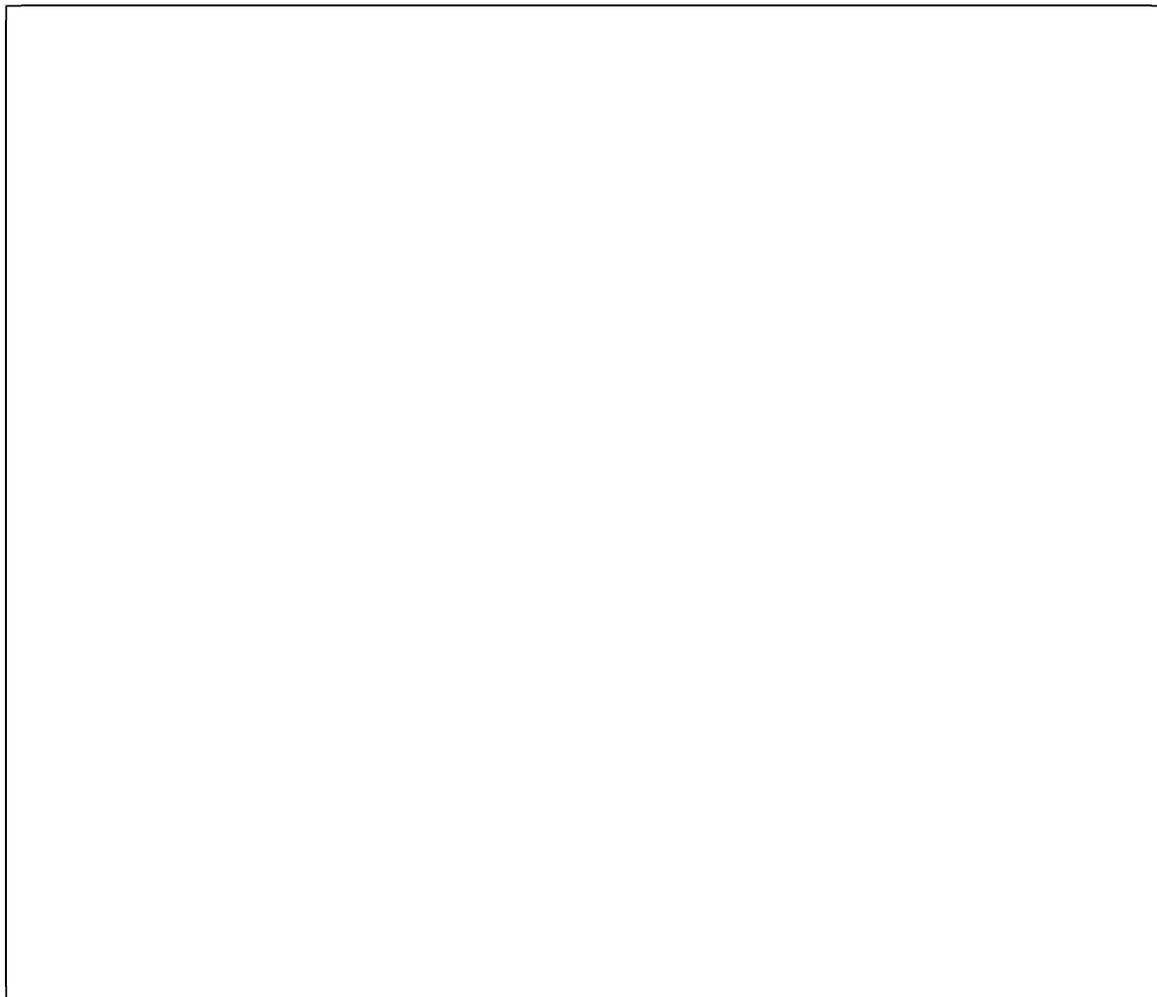
(家庭的背景)

保護者の離婚  保護者との不和  兄弟姉妹との不和  
 その他の家族との不和  保護者間の不和  兄弟姉妹間の不和  
 保護者の死亡  家族(保護者以外)の死亡  経済的困難  
 虐待の疑い  保護者の素行不良  
 その他 ( )  不明

(個人的背景)

身体の病気  慢性疾患  身体のけが  
 精神科治療歴有(病名: )  
 精神科受診が必要と感じられた  
 独特の性格傾向  喪失体験  孤立感  
 安全や健康を守れない傾向  厭世  これまでにも自殺未遂  
 自殺をほのめかしていた  自傷行為  親しい者の死亡  
 災害等に遭う  その他 ( )  不明

5. 特記事項

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for special notes or disclosures. The box is currently blank.